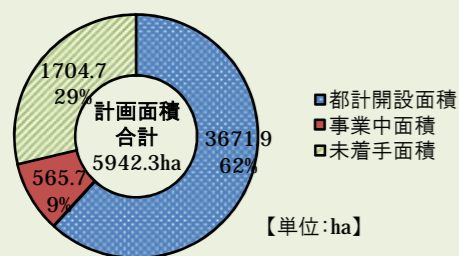


# 都市計画公園・緑地(府営公園)見直しの基本方針(案) 概要(1/2)

## 第1章 現状

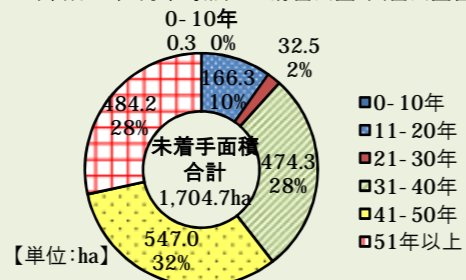
### ◇府域における都市計画公園・緑地の現状

大阪府域における都市計画公園・緑地の状況  
(平成22年3月末時点) ※府営公園・国営公園含む



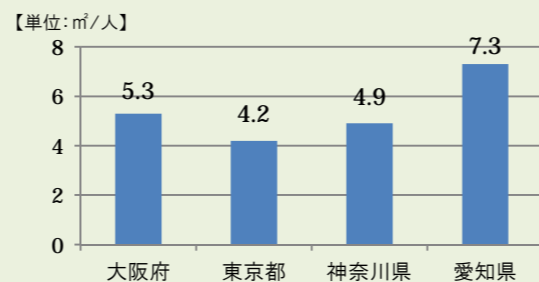
- 大阪府域におけるすべての都市計画公園・緑地約5,942haのうち、約3割にあたる1,705haが未着手(平成22年3月末時点)
- 未着手面積のうち、都市計画決定後30年以上経過しているものは88%を占める

未着手区域における都市計画決定経過年数の状況  
(平成22年3月末時点) ※府営公園・国営公園含む



### ◇一人当たりの都市公園面積

一人あたり都市公園開設面積比較表(平成22年3月末時点)



- 大阪府の住民一人あたりの都市公園面積5.3m²/人(平成22年3月末時点)
- 平成23年11月の都市公園法施行令改正により、技術的基準の標準値【10.0m²/人以上】は参考値となった

## 第2章 背景

### ◇上位計画

大阪府国土利用計画(第四次)(平成22年10月)



みどりの大阪推進計画(平成21年12月)



みどりの大阪推進計画(平成21年12月)【抜粋】

- 計画期間: 2025年まで
- 緑地の確保目標: 「取組」の府域面積に対する割合を約4割以上確保
- 緑地の目標(市町村別): 総面積20% (取組(H14: 14%)の1.5倍)
- 目標: 大塚野山、みどりがあると感じる府民の割合を増やします <約5割・約0.8倍>
- 重点的に取り組む(緑地施策)に取り組み、自然に親しんだ等)府民の割合を増やします <約4割・約0.8倍>

基本戦略

- 基本戦略-1 みどり豊かな自然環境の保全・再生
- 基本戦略-2 みどりの圏を結ぶネットワークの形成
- 基本戦略-3 街の中に多様なみどりを創出
- 基本戦略-4 みどりの行動の促進

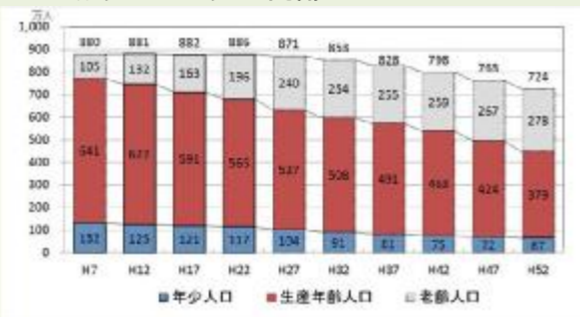
公共空間、民有地などの様々な戦略により府民実感のあるみどり施策を実施

北部・東部・南部大阪都市計画区域マスタープラン(平成23年3月)



森林、樹林地、農地等の保全、施設緑地、都市緑化などにより府域面積の4割の緑地を確保

### ◇人口減少および少子高齢化



- 30年後は現在より162万人、18%の人口減
- 高齢者は1.4倍に増え、年少者は約6割に落ち込む予測 ⇒必要量、施設内容の見直しが必要

### ◇都市公園事業費

大阪府域の都市公園事業費推移



### ◇東日本大震災

東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備の基本的考え方(中間報告)国土交通省(平成23年10月)

- あらゆるハード・ソフトによる多重防御の一つとしての減災効果を期待
- ①津波エネルギーの減衰、漂流物の捕捉等
  - ②津波に対する避難路・避難地
  - ③復旧・復興支援の場
  - ④メモリアル公園や防災教育機能等

樹林により被災から守られた建築物(出典:青森県)



### ◇社会資本整備審議会における動向

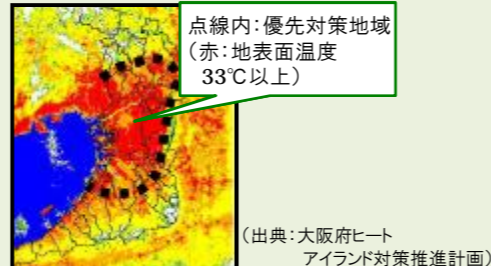
社会資本整備審議会都市計画・歴史的风土分科会都市計画部会都市計画制度小委員会のこれまでの審議経過について(報告)(平成23年2月)

- 1)持続可能な集約型都市構造化という基本方針の明確化
- 2)都市計画の見直しの重視

見直しは特別な問題ではなく、当たり前の都市計画運営の一環とらえて、取り組んでいくべきである。必要性の検証が行われることによって、検証の結果変更されなかった計画も、正統性を高めることになる。

### ◇都市環境の悪化

大阪府ヒートアイランド対策推進計画による優先対策地域



- 府域の気温は100年間に2.1℃上昇
- 生物多様性の急速な低下
- 平成19年までの40年間で山林・原野等12%、農地47%減少 ⇒早急な対策が必要

## 第3章 見直しの必要性、方向性

### ◇見直しの必要性

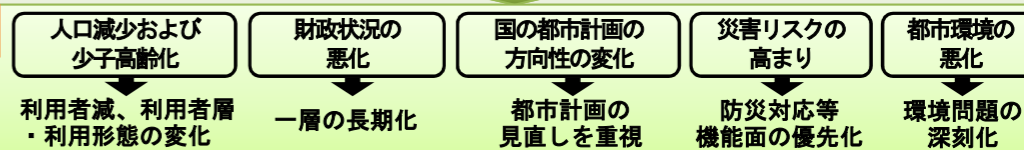
長期の都市計画制限に係る訴訟提起(平成17年 盛岡事件 最高裁 補足意見)  
建築制限の期間を考慮することなく、損失補償の必要がないとする考えは大いに疑問  
北部・東部・南部大阪都市計画区域マスタープラン(平成23年3月)

公園・緑地・墓園は絶対量が不足しているものの、「都市のみどり」の観点では、他の手法により創出されたみどりが一体的に評価されていないことから、都市計画公園・緑地・墓園だけでなく、施設緑地や地域制緑地等を一体的に評価する仕組みを検討

### ◇見直しの方向性

- 現状
- 公園緑地は足りない
  - 府民はまだみどりが足りないと感じている
  - 府民は公園などの公共の取組み、民有地緑化や既存の緑の保全など多様なみどりづくりが必要と認識
  - 上位計画においてセミパブリック空間を重視

### 背景



### 課題

建築制限の長期化への対応、説明責任の明確化  
災害リスクへの対応、みどりの早期確保

### 方向性

都市づくりにおいて「みどり」の施策を重要視  
「みどりの充実を一層しっかりと行っていける現実性のある施策を展開  
都市計画公園・緑地だけでなく、施設緑地や地域制緑地等を一体的に評価する仕組みについて検討

## 都市計画公園・緑地の見直し

## 第4章 見直しの対象範囲

### ◇府営公園の現状

市町村公園と大規模公園は、機能や規模等が異なることから、別々の検討が望ましく、まず、府が設置管理を行い、都市計画権限を持つ大規模公園(府営公園)を対象とする

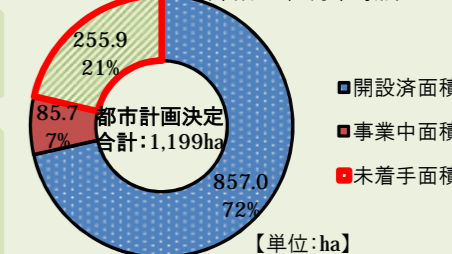
### ◇市町村公園・緑地の見直しについて

大規模公園に相当する市町村公園・緑地 ⇒本方針の適用可能  
それ以外の市町村公園・緑地 ⇒機能・規模、見直しの視点、評価内容を十分検討の上、改めて方針を作成する必要あり

### ◇対象

(建築制限がかかる民有地を含む11公園の未着手区域)

都市計画公園(府営公園)の進捗状況  
(平成23年4月末時点)



公園名	都市計画決定面積(ha)	開設面積(ha)	事業認可面積(ha)	未着手面積(ha)
1 服部緑地	142.0	126.3	7.6	8.1
2 寝屋川公園	54.4	26.7	5.6	22.1
3 山田池公園	75.8	71.7	2.4	1.7
4 久宝寺緑地	48.1	38.4	6.0	3.7
5 枚岡公園	43.2(45.3)	43.8	0.0	1.5
6 長野公園	30.3(46.6)	46.3	0.0	0.3
7 錦織公園	72.7	65.7	0.0	7.0
8 石川河川公園	172.6	71.2	10.1	91.3 うち河川 88.5 境内地 2.8 ※河川は境内地のみ
9 大泉緑地(大泉緑道を含む)	123.0	101.5	1.8	19.7
10 二色の浜公園	43.1	40.2	0.0	2.9
11 蜻蛉池公園	124.7	53.2	39.6	31.9

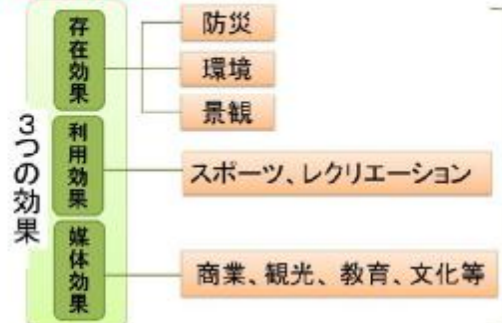
( )内は全体計画面積

# 都市計画公園・緑地(府営公園)見直しの基本方針(案) 概要(2/2)

## 第5章 評価方法

### ◇評価方法の整理

#### ◎必要性(機能別)



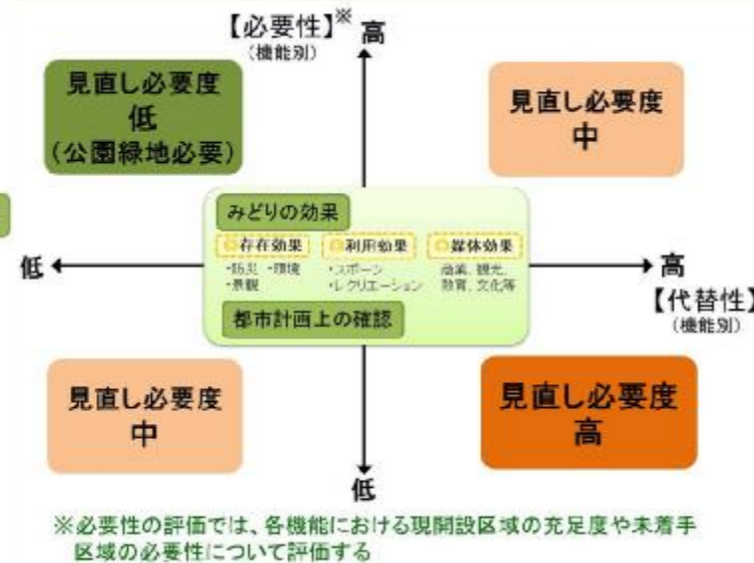
#### ◎代替性(機能別)

一定の担保性のある地域制緑地等による機能の代替検討

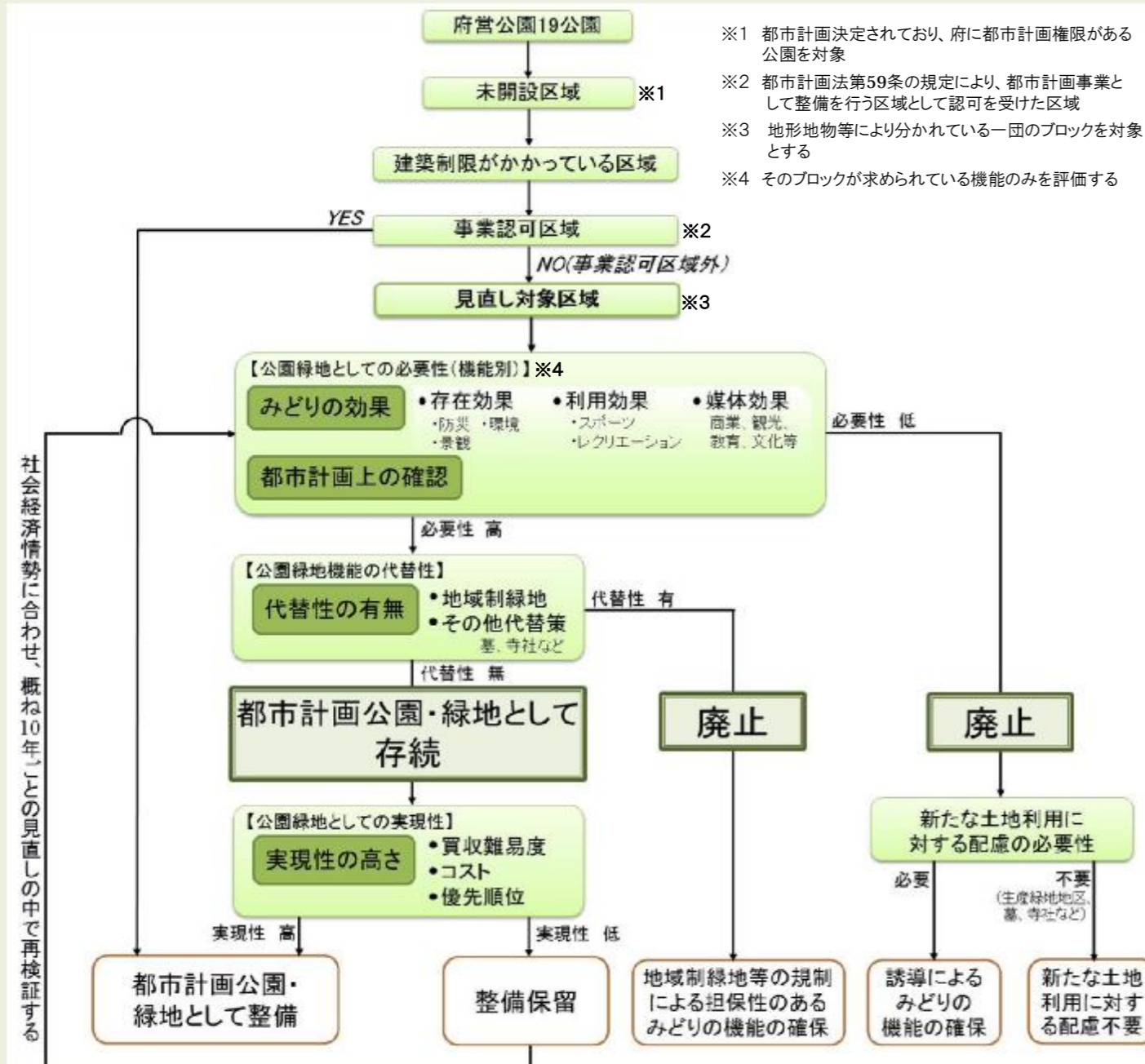
#### ◎実現性

現況土地利用や社会経済情勢を踏まえた府域における整備の優先順位

### ◇評価方法概念図



### ◇見直しの流れ(フロー)



## 第6章 評価の進め方

### ◇公園緑地としての必要性の評価

#### (1)みどりの効果

主な評価内容	
存在効果	防災 ・広域避難地 ・避難路 ・延焼遮断等
環境	熱環境 ・自然環境 ・周辺環境等
景観	景観要素 ・周辺景観等
利用効果	スポーツ、健康増進効果 ・憩い、癒し効果 ・動向 ・周辺環境等
媒体効果	商業、観光 ・福祉、教育、文化等 ・価値等

#### (2)都市計画上の確認

主な評価内容	
都市計画上の確認	配置 ・市街地形成 ・都市計画決定理由等

#### 【評価方法】

- 未着手区域のブロックごとに、そのブロックが求められている機能のみを評価
- 施設計画の見直しも含めて再検証を行う
- 評価の際は適宜図化し、評価内容を補足

### ◇公園緑地機能の代替性の評価



#### 【代替手法の事例】

- 地域制緑地  
緑地保全地域、特別緑地保全地区、風致地区、景観形成地区、農用地区域生産緑地、市民農園等
- その他代替策  
墓地、寺・神社、学校等公共施設

#### 【評価方法】

- 機能カテゴリーごとに他機能との関連性も含めた総合評価
- 適宜図化し、評価内容を補足

### ◇公園緑地としての実現性の評価

- 買収の難易度、コスト、府域における整備の優先順位等を考慮し実現性の高さを判断
- 実現性が高い場合は都市計画公園・緑地として整備
- 実現性が低い場合は整備判断を保留
- 「保留」の場合、概ね10年ごとの見直しの中で社会経済情勢等の変化に合わせ、将来的に必要な性と権利制限期間とのバランスを考慮のうえ再検証

### ◇今後の運用について

- 以下の視点を踏まえ、関係部局等と協議を行いながら見直しの手続きを進める
  - ①代替する他の手法の実現性
  - ②都市計画公園・緑地の変更に関連した周辺市街地との整合
  - ③廃止後の土地利用に対する配慮が望ましい場合の措置
- 社会経済情勢の変化に応じ、概ね10年に一度見直しを行う

### ◇新たな土地利用に対する配慮についての検討

#### 【配慮が不要な場合】

- (1)すでに土地利用規制により担保されている場合  
緑地協定、風致地区、景観形成地区等
- (2)現況土地利用から不要と判断できる場合  
墓地、寺社、学校等公共施設等

#### 【配慮が必要な場合】

- (1)市街化調整区域農地  
(対策例)農地維持 → 農用地区域等  
上記以外 → 地区計画、府民協働等

